

静かな夜と平和な空を返せ

横田・基地被害をなくす会 NEWS/No.66

横田基地公害訴訟原告団 NEWS/No.12

連絡先：〒196-0003 東京都昭島市松原町 4-10-24-100

E-mail：なくす会⇒ yokota.nakusukai@gmail.com 原告団⇒ yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/>

発行：横田・基地被害をなくす会／横田基地公害訴訟原告団

※ NEWS は「横田・基地被害をなくす会」と「横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

発行日：2025年2月10日

発行者：大沢豊／福本道夫

合同発行

この NEWS は、横田・基地被害をなくす会と横田基地公害訴訟原告団の合同発行です。

※横田・基地被害をなくす会のメールアドレスを新規に作りました。「なくす会」宛のメールはこちらに。

※住所や電話番号（連絡先）などの変更の際は、お知らせください。特に原告の方で住民票や戸籍の異動があった際は、公的書類（該当者の住民票や戸籍抄本など）を原告団、または、弁護団に送ってください。

● 第7回弁論 3/3(月)14時～

横田基地公害訴訟・第7回弁論日程

3月3日(月)

①事前集会：13時15分～

東京地方裁判所立川支部 北側歩道

②裁判：14時00分～

4階404号法廷

③報告集会：裁判所北側歩道

◇所要時間（最寄りの駅から）

高松駅～裁判所：徒歩3～4分

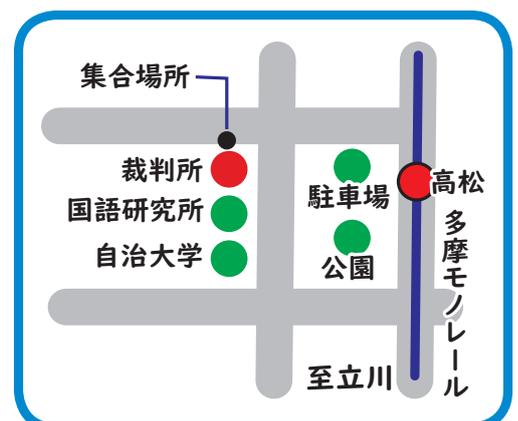
今回の裁判では、皆さんに書いていただいた陳述書（裁判所に対する個人個人の被害訴え）をまとめた内容などについて主張する予定です。

都合のつく方は、傍聴においでください。原告となくす会・会員は交通費補助500円を支給します。

※用語解説「弁論」（ここでは「口頭弁論」を略して表記。この間「裁判」の用語を代用していたこともありました。）

民事訴訟で、裁判所および当事者が期日に行う訴訟行為のすべて。当事者の申立てや陳述、裁判所の訴訟指揮・証拠調べ、および裁判の言渡しなどを含むが、特に当事者の行う弁論だけをさすこともある。公開の法廷で行う。

▼昨年12/2の第6回弁論・事前集会の様子（裁判所前）



とんでもない判決！

第5次厚木基地爆音訴訟・横浜地裁判決

騒音損害賠償区域大幅に縮小

横田基地公害訴訟原告団 事務局長 棟棠 浄

～一方的に国側が引いた騒音線（コンター）を採用

昨年11月20日、第5次厚木基地爆音訴訟の地裁判決が出されました。焦点だった横須賀米海軍の艦載機岩国基地移駐後（2018年4月～）の騒音評価をめぐっては、原告側の移駐後も戦闘訓練の強化などによる外来機による騒音が絶えないとの主張は認められず、防衛省が新たに引いたコンター（騒音線）を採用、結果賠償対象区域は大幅に縮小されました。軍事基地の戦闘機爆音が民間空港の定期便飛行騒音とは騒音そのものはもとより精神的ストレスをも地域住民に与えるとの主張も採用されませんでした。

ただ、損害賠償額は従来より引き上げられました。75w4,000 → 5,000 80w 8,000 → 10,000 85w12,000 → 15,000（いずれも月額・円）また、防音工事減額は一律10%でした。

原告団、住民の最大の願である夜間・早朝の「飛行差し止め」や「将来請求」も認められませんでした。飛行差し止めについては10年前の第4次厚木爆音訴訟の横浜地裁・東京高裁で自衛隊の飛行差し止めを時間限定（22:00～6:00）ながらも認めたものの最高裁が棄却、開きかけた扉が閉じられて以降そのままです。なお、米軍機の騒音については日本政府の支配の及ばない「第三者」だとして、門前払いが続いています。「日米安保条約が日本国憲法の上にある」と言われるゆえんが今も続いています。

不当判決に多くの原告が抗議の声！

11月20日、小雨降る関内駅：横浜球場の隣、横浜公園で200余名の厚木原告団、全国基地連の代表及び

支援の団体が事前集会、すぐ近くの横浜地裁まで横断幕などを掲げ行進、傍聴からあふれた原告団は地裁前で固唾を飲んで待機、判決公判は主文の読み上げのみで6分、「差し止め認めず」「移駐後爆音、一部違法」の垂れ幕を掲げ、抗議の声を上げました。その後、近くの市民センターで抗議報告集会開催、厚木原告団大波団長の「後日の原告団総会で控訴を決め闘いを強化したい」との怒りの決意表明、多くもマスコミも注目していました。引き続き会場を移し全国基地連原告団・弁護団の交流会、コンター問題で苦闘している宮崎：新田原、山口：岩国、石川：小松の原告団がそれぞれ現状と問題点を語り、沖縄：嘉手納・普天間からもPFAS汚染などの新たな課題も交えて交流しました。もちろん横田からも2原告団が参加、これからの課題などを語り合いました。

横田基地公害訴訟原告団、国の騒音評価を鵜呑みにする判決に抗して

厚木爆音訴訟地裁判決＝政府・防衛省が一方的に新たに作成した騒音線地域評価を裁判所が鵜呑みに付度していることに対し、横田原告団は、オスプレイの飛行差し止めと合わせ、基地機能強化に伴う飛行訓練広域化と増加する飛来機がまき散らす騒音評価を立証すべく、騒音測定を実地で取り組むと同時に「爆音カレンダー」などを活用した原告団の皆さんの奮闘と協力を要請しています。



原告団役員紹介

今年度の総会で、急遽、原告団の会計を引き受けてくれた西野さんを、紙面で紹介します。

西野明美さん
(原告団：会計)

横田基地公害訴訟原告団の皆様、こんにちは。原告団で、前年度から会計を賜っている西野明美と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。



一昨年は、ちょうど独り介護を続けていた母が亡くなり、会計の面で皆様にご迷惑をかけたことを、改めて深く詫言致します。

原告団の役員の皆様(私を除く)は、自分の時間をほぼ割いて、毎日のように、政府交渉や自治体訪問、月1回の役員会等、忙しい日々を最小限の人数で賄っています。原告団の会計は「横田・基地被害をなくす会」との関連性も深く、初めて、会計を担った時も解らない事だらけで役員の皆様、原告団の皆様にもご迷惑をお掛けしました。

私のプロフィールですが、その前に何故、訴訟団の原告になったのか？基地を無くしたいという深い想いを少しでもお話しさせてください。

私の父と母は、東京大空襲の生き残りです。特に母は江東区深川の出身で命からがら、奇跡と言うべき、生き残りの1人でした。父は荒川区の出身でやはり奇跡のごとく生き残った1人です。そんな2人が出会い結婚をして私が産まれた！私はミラクルな子どもです。一晩

で10万人等(正確な数字も名前も解らない方達がいる)の民間人が焼き殺されたジェノサイドの中、誕生した命……。あの時の事を子供の頃から母に聞いて育ちました。父はあの戦争をきっかけに「反戦平和」、そして戦争を引き起こした原因と言われる支配層に対して「抵抗闘争」に一生を捧げました。

そして私の背中には、無念のまま亡くなった市政の方達の悔しい想いや怒りや悲しみをいまだにずっと感じています。生き残った1人として、少しでも晴らして行くのは「使命」のようにも感じています。また、昭島に転入して50年の月日が経ちますが、昭島でもベトナム戦争の頃堀向地域の集団移転という悲しい出来事があった事を知り、まだまだ戦争は終わっていなかったと衝撃を受けました。

今までは、市の職員として働きながら子育てしながら市の労働組合の役員を担ってきて、市民運動や、この訴訟活動まで手がまわりませんでした。退職した今、やっとこの活動に目を向けられる事が出来ました。

日本に米国の基地は一切要らない、真の日本の独立、東アジアと徹底した平和外交！

そして広島長崎と同じく、東京大空襲で亡くなった方達に対して、国は賠償金を払え！と切に思っています。

そんな想いから、原告団に加入させて頂きました。

まだまだ、新参者で会計事務にも苦労していますが、日本の真の平和と独立のために、皆様と共に闘う決意です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

オスプレイ、またも飛行停止～飛行再開

2023年11月の屋久島沖での墜落事故以降、横田基地では2024年7月3日まで飛行停止措置がとられていたオスプレイ(CV-22)だったが、同年11月20日の米本土ニューメキシコ州で起きた事故の原因が屋久島事故と類似していたため、12月5日から12月29日まで、またも飛行停止となった。

しかし、前回の墜落事故後の措置と同様、同型機のMV-22(米海兵隊)やV-22(陸自)などが早々と飛行再開する中で、飛行再開は12月30日だった。

一方、防衛省を通しての周辺自治体に対する飛行再開理由の説明は中身の無いもので、再開されたオスプレイの飛行は、飛行下で暮らす私たちにとって不安ばかり募らせる結果となっている。

飛行再開後のオスプレイの飛行は、以下のようにされており、以前に比べれば頻度は少ないように感じるもの

の、特に遅い時間帯での訓練には、怒りを禁じえない。

○数字は稼働機数、Sは旋回訓練、Hはホバリング、Hoはホイスト訓練、TGは離着陸訓練。

* 12/30 ① 4回 S(旋回), H(ホバリング), TG(離着陸)

* 2025年1/7 ② 2回 S

* 1/8 ③ S45回以上, H, Ho, TG ~ 18時頃終了

* 1/10 ② S32回以上, H, TG ~ 18時頃

* 1/13 ③ S20回以上, H, TG ~ 22時頃

* 1/15 ① S30回以上, H, Ho, TG ~ 21時45分頃

* 1/21 ② S約30回, ~ 21時45分頃

* 1/23 ② S30回以上, H, Ho ~ 21時50分頃

* 1/27 ③ S約15回, ~ 21時40分頃

* 1/29 ② ? S約10回, ~ 21時40分頃

(未集計内容あり)

(事務局)

今後の主な予定

*オスプレイ反対 Standing とリレートーク

…毎月1日 11時～12時に横田基地第2ゲート前で実施。次回は3/1, 4/1, 5/1, …

* 3/3 (月) 14時～横田基地公害訴訟第7回裁判

…東京地裁立川支部 (404号法廷)
事前集会は13時15分～裁判所北側歩道
その後、6/2, 9/8も同じ日程・場所で開催。

* 「被害を語る会+訴訟説明会」…今後、各地域で開催予定です。事前連絡いたします。

▶昨年12/22 (日) 立川駅, 今年2/9 (日) 昭島駅で、オスプレイ反対署名とアピール行動を実施しましたが、その後の予定はまだ決まっていません。参加希望者は事務所、または役員に問い合わせてください。

▶爆音カレンダー…航空機騒音の被害をメモ風に付けていただくための用紙を、NEWS 発送時に適宜提供。

▶役員会議へのオブザーバー参加について
役員会議にオブザーバ参加できます。ただし、資料準備の都合上、事前に連絡願います。(事務所に(留守)TEL, または、090-1468-4211 榎棠くいていとう) まで)
役員会議は、毎月第2月曜日 16時～昭島市内公共施設会議室

12/2 第6回弁論の内容は…

12/2の弁論で、被告国側は、準備書面を2つ出してきました。その1つの内容を一部紹介します。

【国側の準備書面6】…主に地上騒音についての主張

原告が主張する航空機の飛行以外の騒音について、それを立証するに足る客観的な証拠が提出されていないことを主張している。以下、その目次と内容は…

◇目次から

原告らの主張は、本件飛行場における地上騒音を過大視した実態に沿わない主張であること

- (1) 原告らは本件飛行場から発生する地上音による侵害について何ら立証していないこと
- (2) 本件飛行場における地上騒音が原告らに与える影響は大きいものとはいえないこと
 - ア 本件飛行場において発生する地上騒音
 - イ 本件飛行場における各施設の位置関係に照らせば、本件飛行場から発生すると考えられる地上騒音が周辺住民に与える影響は大きくないこと
 - ウ 本件飛行場周辺における航空機騒音としての地上騒音の計測結果は小さいこと
 - エ 一般的に航空機の運航に伴う地上騒音が騒音暴露量に与える影響は小さいこと

◇内容から

日米合同委員会合意で合意された「横田飛行場騒音規制」の「飛行騒音及び地上騒音が周辺地域に与える影響を軽減するための取り決め」について、防衛省は米軍に、これを遵守するように働きかけ、米軍もできる限り軽減するように努力している。

オスプレイのホバリング訓練については、令和4年2月に、北関東防衛局が米軍に対し「近隣住民に対する影響を最小限に抑えるため、原則として、当該訓練を…南側ヘリパッドで

行い、北側ヘリパッドでは行わないといった抜本的な措置を講じるよう要請するなど、数次にわたり、配慮要請を米軍に対し行ってきた。

基地周辺は自動車交通騒音の影響、暗騒音もあり、横田基地に起因する地上音とは区別することは容易ではない。仮に原告らが何らかの地上騒音によって深刻な被害を受けていることが明らかになったとしても、それが横田基地から発生した地上騒音に起因するものか否かは不明である。

原告が主張するタクシーイング音、エンジン調整音、アイドリング音、ホバリング音などは周辺住民に深刻な被害を与えるようなものとは認められない。また、これらの地上音の発生箇所は、基地中央部であり、仮に被害があったとしても、その被害範囲は、基地に近接したごく限られた地域のみであると考えられる。

平成15年9月・11月と平成16年2月に実施した騒音度調査によると、地上騒音が観測された地点は52箇所中10箇所のみであり、さらに、70dB以上の地上音を観測された地点は3箇所のみであった。(以下略)

→(団長注) オスプレイ配備後の地上音について、国側の主張は、現場を全く知らない机上の空論を展開している。オスプレイを中心とした地上音の被害を立証するために私たちができることは、専門家を使った観測や原告がマメに被害を主張していくしかないと言えます。当面、私たちにできることを積み重ねていきましょう。陳述書を追加し被害の主張をすることもできます。また、次の機会に具体的な記録方法のお知らせや協力者の募集をしますので、積極的に手をあげてください。



基地騒音源から約4km離れた自宅でオスプレイ地上音を測定した。52デシベル程度だったが、これが延々と続くストレスが溜まる。

NEWS内容 (目次 = CONTENTS)

第7回裁判 3/3 (月) 14時～, 集合 13時15分……………	1
11/20 第5次厚木訴訟地裁判決・報告……………	2

原告団・役員紹介, オスプレイ飛行停止～飛行再開……………	3
今後の主な予定, 目次……………	4
第6回弁論報告……………	4